

○艦船に対する「人工呼吸法図表」の掲示枚数基準について（通達）

昭和45年1月23日

海幕衛第306号

改正 昭和49年3月30日 海幕衛第1531号〔第1次改正〕

昭和61年10月31日 海幕衛第5102号〔第2次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

艦船に対する「人工呼吸法図表」の掲示枚数基準について（通達）

標記について、別表のとおり定める。

なお、艦船に対する「人工呼吸法図表」の掲示枚数基準に関する依命通達（海幕衛第1246号。39.3.4）は廃止する。

添付書類：別表「艦船に対する「人工呼吸法図表」の掲示枚数基準」

別 表

艦船に対する「人工呼吸法図表」の掲示枚数基準

排水量	枚数	備 考
1,000 トン未満	1～7	1 掲示する図表は、海幕衛第1865号（61.4.12）の「呼気吹き込み式人工呼吸法」とする。
1,000 トン以上 2,000 トン未満	10	2 掲示場所は、護衛艦は艦橋、CIC（CDC）室、電信室、レーダー室、射撃管制室、IC室、食堂、発電機室、ボイラ室、機械室を基準として掲示し、その他にあつてはこれに準ずる。
2,000 トン以上 3,000 トン未満	15	
3,000 トン以上 5,000 トン未満	20	
5,000 トン以上	25	3 支援船の掲示対象船の分類は、第1種及び第2種とする。